

「子ども・子育て支援新制度」における利用者負担額（保育料）の考え方について

- ・平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されることになりました。
- ・これまで別々に取り扱われてきた幼稚園や保育所など、小学校就学前の子どもに対する教育や保育を一体的な制度とし、地域の子育て支援も含めて、総合的に推進していくことが目的ですが、ここで移行に際しての考え方を述べておきたいと思います。
- ・新制度においては、それぞれの施設の利用者負担額（保育料）の設定は、国の示す額を限度に実施主体である市町村が定めることとなりますが、現在の幼稚園や保育所の保育料設定には問題が多いと考えてきたので、これを機に、公平性を確保した制度とするよう、担当部局に指示してきました。
- ・これまでは、保護者の所得水準が同じであるにもかかわらず、子どもが保育所に通うか、幼稚園に通うかで、利用者負担額には大きな差がありました。
- ・保育所に対しては、公立か民間かを問わず、国の基準額にさらに市税を投入することにより総額で3割程度負担額の軽減を図り、さらに所得階層を独自に細分化して対応してきました。
- ・一方、幼稚園に対しては、これまで国基準に基づく保育料がなく、私立幼稚園の実質負担保育料は、実に公立幼稚園の約2倍となっています。
- ・税投入の公平性の観点から、同じ制度のもとでは、公立か私立か、保育所か幼稚園か認定子ども園かで、差を設けるべきではありません。子育て家庭を支援するための保育料の軽減は所得に応じて行うべきです。
- ・そして、施設は公平な公の支援のもとで、サービスを競い合うことで切磋琢磨し、結果としてサービス全体が向上する。これが、新制度においてめざす姿です。
- ・考え方としては、市全体として保育所・幼稚園に投じる市税の総額はこれまでと変わらず確保したうえで、この財源を平等に活用できるようにします。
- ・具体的には、新制度においては、公立・私立ともに保育所・幼稚園の保育料の基準額を国が示す仕組みになりますが、その額からさらに利用者の負担を軽減するために税投入する割合を、保育所・幼稚園の公私立いずれに対しても同程度になるよう設定します。
(現行：保育所のみ対国基準比70.5% ⇒ 新制度：保育所・幼稚園ともに対国基準比76.6%)
- ・これにより、基本的には、保育所と市立幼稚園の保育料は上がり、私立幼稚園の保育料は軽減されることとなりますが、限りある財源の範囲内で納得感のある公平性が確保できます。
- ・添付の資料はこのような考え方で試算した素案ですが、今後、議会とも協議していきます。
- ・また、幼稚園について、市立と私立で比較すると、保育料を同一にすることにより、市立幼稚園への税投入が減少し公私間格差は縮小しますが、それでも依然として税投入の格差が大きいのが実情です。
- ・保護者に公平な負担を求める以上、施設側にも同等の経営努力が求められるべきであって、市立幼稚園の設備の充実を求める声があるのは承知していますが、保育料を値上げしても、財源を回して設備の充実等を行う状況にはないと考えています。

- ・以上が、新制度の概要ですが、保育料とは別に、幼児教育の内容充実にはさらに力を入れていきます。これは、幼稚園の民営化と合わせて取り組んできたところであり、就学前教育カリキュラム（案）もできましたので、今後はこれも活用しながら進めていきます。
- ・幼児教育の重要性が叫ばれ、義務化や無償化議論が国においても始まっていますが、大阪市としても、制度上できる範囲での充実に先駆けて取り組んでいきますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成 26 年 7 月 31 日

大阪市長 橋下 徹

子ども・子育て支援新制度にかかる保育料設定について

1 保育料設定の考え方について

新制度における保育所・幼稚園・認定こども園の利用者負担額（保育料）の設定については、国の示す利用者負担額を限度に各市町村において定めることとなる。

現在の本市保育所保育料は、現行制度の国徴収基準額から市費にて軽減を図るとともに、所得階層についても細分化を行っている。新制度においても子育て世帯への負担軽減を図るため、引き続き市費による軽減及び所得階層の細分化を行うこととする。

一方、幼稚園保育料においては、これまで国基準に基づく保育料が存在していなかったが、新制度では、本市において、新制度に移行する幼稚園等の保育料を設定することとなり、幼稚園保育料についても、現行の保育所保育料の考え方と同じく、利用者負担額は公私の区別なく統一することとする。

「現行の保育所保育料にかかる国基準からの軽減分」、「市立幼稚園の保育料を引き上げることによる増額分」、及び「私立幼稚園の保護者に対する市単費での幼児教育費補助」を財源として国基準からの軽減を図ることとし、税投入の公平性の観点から、保育所・幼稚園・認定こども園の別なく、同じ所得階層であれば国基準に対して同程度の軽減を行うこととする。

低所得階層に対しては、他の階層よりも軽減率を高く設定し、より以上の負担軽減を図ることとしている。一方で高い所得階層については、国が示す公定価格の基本分単価（給付限度額）を保育料が上回ることはないように保育料額を設定している。

2 保育料設定にかかる課題等について

国の示す利用者負担額においては、同所得階層で、2号認定（保育認定）が1号認定（教育標準時間）よりも低く設定されている階層がある。

保育料については、公定価格の基本分単価（給付限度額）を超えて徴収することはできない。

平成27年度・平成28年度の給付限度額については、現時点では不明であるため、保育料設定については、平成29年度（消費税増加分が満年度化）以降のものとしている。

保育所保育料については、これまで4.2億円の市費を投入して国の徴収基準から軽減を図ってきたが、新制度移行後の軽減財源は3.4億円となり、保育料が増額となる。（国基準比70.5%→76.6%）

【認定区分】

- ・ 1号認定子ども・・・満3歳以上で、学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども。
- ・ 2号認定子ども・・・満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども。
- ・ 3号認定子ども・・・満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども。

3 新制度における保育料の設定の影響額について

【単位：百万円】

	1号認定	2号・3号認定	合計
国基準保育料 (A)	5,623	14,639	20,262
市基準保育料 (B)	4,306	11,210	15,516
差 引	1,317	3,429	4,746
対国基準比 (B/A)	76.6%	76.6%	76.6%

※平成26年度保育所保育料における対国基準比は70.5%

4 保育料設定にかかるとる財源等

所要財源
4,748百万円

【単位：百万円】

財源等	金額等
保育所保育料にかかるとる軽減	4,228
市立幼稚園保育料増額分	408
幼児教育費補助	112
合計	4,748

2号・3号軽減 (現行保育所) 3,429百万円
1号軽減 (現行幼稚園) 1,319百万円

財源の範囲内で幼稚園及び保育所保育料について国基準からの軽減を図る。

子ども・子育て支援新制度にかかる利用者負担額について（素案）

保育施設等利用負担額 国基準（給付限度額）		大崎市保育所保育料（計行）				3号保育料（素）			2号保育料（素）			1号保育料（素）			市立幼稚園 保育料 （計行） ※		幼稚園率比	
階層区分	0～2歳児 3歳児 4歳以上児	階層区分	定額	0～2歳児 3歳児 4歳以上児	0～2歳児 3歳児 4歳以上児	0～2歳児 3歳児 4歳以上児	3歳児 4歳以上児	3歳児 4歳以上児	3歳児 4歳以上児	3歳児 4歳以上児	3歳児 4歳以上児	3歳児 4歳以上児	3歳児 4歳以上児	3歳児 4歳以上児	3歳児 4歳以上児	3歳児 4歳以上児	3歳児 4歳以上児	3歳児 4歳以上児
① 生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 市民税 非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 市民税 非課税世帯 （所得割非課税 世帯）	9,000	6,000	2,000	1,500	1,500	2,800	2,800	4,000	4,000	2,800	2,800	2,800	2,800	4,600	4,600	4,600	4,600	50.55%
④ 市民税 所得割課税額 97,000円未満	18,500	15,500	8,100	7,000	7,000	9,700	9,700	11,300	11,300	9,700	9,700	9,700	9,700	9,100	9,100	9,100	9,100	7.433
⑤ 市民税 所得割課税額 169,000円未 満	30,000	27,000	18,300	16,200	16,200	20,200	20,200	21,600	21,600	20,200	20,200	20,200	20,200	12,100	12,100	12,100	12,100	75.16%
⑥ 市民税 所得割課税額 301,000円未 満	44,500	41,500	28,300	26,800	26,800	29,400	29,400	32,900	32,900	29,400	29,400	29,400	29,400	16,100	16,100	16,100	16,100	72.67%
⑦ 市民税 所得割課税額 397,000円未 満	61,000	47,600	48,700	46,300	46,300	36,800	36,800	52,200	52,200	36,800	36,800	36,800	36,800	20,500	20,500	20,500	20,500	85.85%
⑧ 市民税 所得割課税額 397,000円以 上	104,000	47,600	68,600	41,400	41,400	36,800	36,800	78,600	78,600	36,800	36,800	36,800	36,800	25,700	25,700	25,700	25,700	77.43%

※幼稚園の保育料については、各園で設定している。

※幼稚園の保育料については、各園で設定している。 ※素案中の欄は、保育料が公定価格の基本単価分（給付限度額）を上回らないように設定している。

現行保育料と子ども・子育て支援新制度における利用者負担額（素案）（モデルケース）

【現行】

【月額・単位：円】

推定年収 (※)	階層区分	幼稚園		保育所		保育所		
		国立	私立 (平均額)	国基準	大阪市 3歳児	大阪市 4歳児以上	国基準	大阪市 0~2歳
250万円	市民税 非課税世帯	7,433	7,888	6,000	1,500	1,500	9,000	2,000
500万円	市民税所得 割合 136,500円	9,100	19,305	41,500	31,000	25,000	44,500	39,400

【新制度（素案）】

【月額・単位：円】

推定年収 (※)	階層区分	1号認定（幼稚園等）		2号認定（保育所等）		3号認定（保育所等）			
		国基準	大阪市 3歳児	大阪市 4歳児以上	国基準	大阪市 3歳児	大阪市 4歳児以上	国基準	大阪市 0~2歳
250万円	市民税 非課税世帯	9,100	4,600 (市▲2,833) (私▲3,288)	4,600 (市▲2,833) (私▲3,288)	6,000	2,800 (+1,300)	2,800 (+1,300)	9,000	4,000 (+2,000)
500万円	市民税所得 割合 136,500円	20,500	17,600 (市+8,500) (私▲1,705)	15,800 (市+6,700) (私▲3,505)	41,500	34,000 (+3,000)	29,800 (+4,800)	44,500	40,800 (+1,400)

※ 推定年収については、国の想定する標準モデル（夫婦2人、子ども2人）

世帯については、主たる生計維持者と配偶者（扶養控除を受けるもの）及び16歳未満の子ども
 社会保険料等は年収の10%で試算

子ども・子育て支援新制度にかかる「現行施設等の選択肢」について

現行制度

●どの施設・事業を選ぶか等は設置者の判断

保育所

市認可、厚労省・保育所運営費

認定こども園

現在44類型あるが、市内には幼保連携型・幼稚園型2類型が設置されている
保育所+幼稚園

保育所：市認可、厚労省・保育所運営費
幼稚園：大阪府認可、文科省 私立助成+就園奨励費

幼稚園

幼稚園：大阪府認可
文科省 私立助成+就園奨励費

認可外保育施設

※1 選択肢として、認定を返上し保育所、幼稚園としての選択も可能。
※2 選択肢として、保育所、地方裁量型認定こども園もありえる。
※3 定員が20人未満で基準を満たした、現行保育ママ等の保育施設が該当

新制度施行後

保育所

事業者から見た移行に伴う影響等
運営面からは現行と同様の制度である

幼保連携型認定こども園

幼稚園、保育所としての法的位置づけがなくなる
(一つの認可で学校・児童福祉施設の法的位置づけを持つ単一施設)

保育所型認定こども園

幼保連携型よりも設備等は緩い基準である
児童福祉法上の保育所である

幼稚園型認定こども園

幼保連携型よりも設備等は緩い基準である
学校教育法上の幼稚園である

地方裁量型認定こども園

幼稚園、保育所双方の認可がないタイプであり、大阪市内では想定されないものである

地域型保育事業

現行の認可外からの移行では、安定財源が見込めるが、保育料は市町村が定め、応諾義務が生じる

幼稚園(新制度参入)

保育料は市町村が定め、応諾義務が生じる
学校教育法上の幼稚園である
利用者は市の認定を受ける必要がある

新制度へ参入しない施設は現行どおり

幼稚園(新制度参入しない)

現行制度のままである
私立助成等は「裁量的」経費であり不安定な財源とされている

認可外保育施設

幼稚園：大阪府認可、文科省 私立助成+就園奨励費

新制度

新制度外